

永田みなみ台公園こどもログハウスほか2館改修に伴う基本設計業務委託  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人横浜市建築保全公社条件付一般競争入札参加資格審査委員会及び業者選定委員会要領（以下「要領」という）第2条第2項の規定に基づき、「永田みなみ台公園こどもログハウスほか2館改修に伴う基本設計業務委託」について、公募型書類審査簡易プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を特定する場合の手続き等について定めるものとする。この実施要領に定めのない事項については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）を準用する。

(審議案件及び審議事項)

第2条 審議案件及び審議事項は次のとおりとする。

(1) 審議案件

永田みなみ台公園こどもログハウスほか2館改修に伴う基本設計業務委託

(2) 審議事項

ア プロポーザルの実施に関する審査

(ア) 募集要領の内容

(イ) プロポーザルの評価方法の決定

(ウ) その他必要と認めるもの

イ 選定に関する審査

(ア) プロポーザルの評価

(イ) 受託候補者の特定

(ウ) プロポーザルの評価結果の通知

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領・提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該業務の概要等

(2) プロポーザルの手続き

(3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

(4) 評価委員会及び評価に関する事項

(5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

(1) 資格、実績、実施体制等

(2) 当該業務に関わる具体的な提案

(3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務の理解度、提案内容の的確性・実現性・独創性等

(2) 資格、実績、実施体制等

2 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 前条の評価については、プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

2 委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次の各号のとおりとする。

委員長 事業統括部長

副委員長 技術部長

委員 営繕部長

委員 設備課長

委員 技術管理課長

委員 保全企画課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を公益財団法人横浜市建築保全公社条件付一般競争入札参加資格審査委員会及び業者選定委員会に報告するものとする。

6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(評価結果の通知)

第7条 実施取扱要綱第17条に定める通知のうち、特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は通知した日の翌日から起算して5日後の午後5時までに（休業日を除く）提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して、5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月28日から施行する。